資料１

～マイナンバーカードの普及・利活用を進めるために（基本情報）

令和７年５月（ｖ1.9）
デジタル庁国民向けサービスグループ
マイナンバーカード・OSS班

マイナンバーカードは、これからの時代の本人確認ツール

対面での本人確認

✓顔写真付きの本人確認書類として

- ➢ **市町村での厳格な本人確認　→　確かに本人であるという証**
- ➢ **顔写真があるのでなりすましができない**
- ➢ **公私での本人確認が可能**

交付無料

表

電子的な本人確認

✓オンラインで安全・確実に本人を証明

- ➢ 電子証明書により、スマホやパソコンで各種行政手続の申請等や民間サービスへの顧客申込等が可能
- ➢ 全国のコンビニで住民票の写しなどを取得可能
- ➢ マイナポイントの取得や健康保険証としての利用
- ➢ さらに、将来的にはＡＩその他の様々な先端技術の活用を実現

＜例＞窓口のAI端末にカードをかざし、本人情報の自動入力やAIとの対話により、行政手続をスムーズに

➡ *Ｓｏｃｉｅｔｙ５．０時代の必須ツール*

マイナンバーの提示

✓このカードを提示することで、自分のマイナンバーを証明

- ➢ **社会保障・税などの手続で、添付書類が不要に**

裏

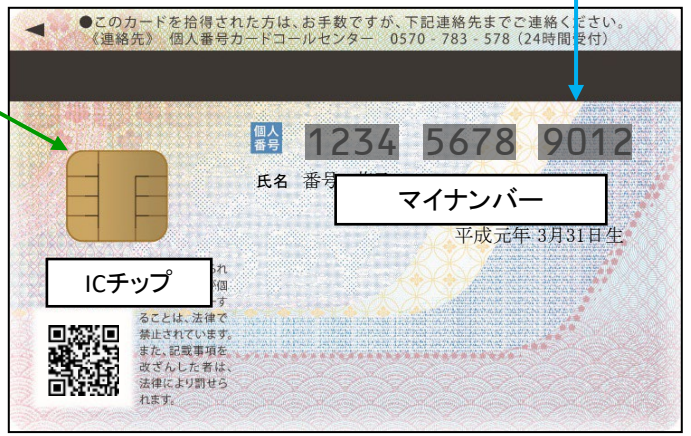

マイナンバーカードの安全性

なりすましはできません

✓ 顔写真入りのため、
対面での悪用は困難です。

万全のセキュリティ対策

- 紛失・盗難の場合は、
24時間365日体制で停止可能
マイナンバー総合フリーダイヤル
（0120-95-0178）までご連絡を。
- アプリ毎に暗証番号を設定し、
一定回数間違うと機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組

プライバシー性の高い個人情報は入っていません

✓ ICチップ部分には、
税や年金などの
個人情報は記録されません。

オンラインでの利用には
電子証明書を使います
マイナンバーは使いません

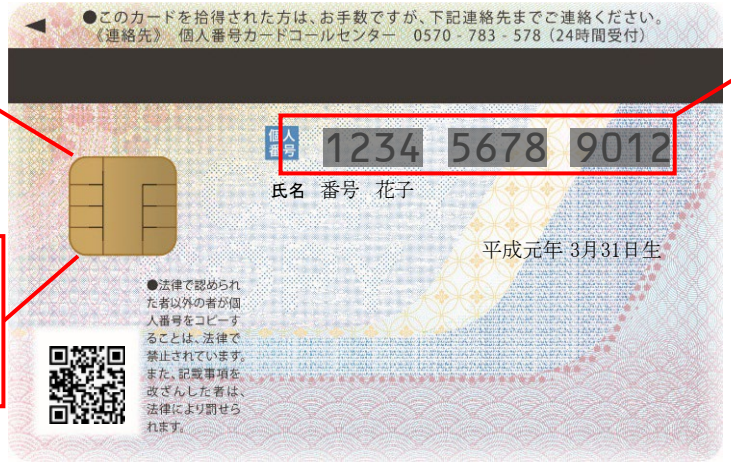

マイナンバーを見られても個人情報は盗まれません

✓ マイナンバーを利用するには、
顔写真付き本人確認書類などでの本人確認があるため、悪用は困難です。

マイナンバーカードについて

マイナンバーカードの裏面

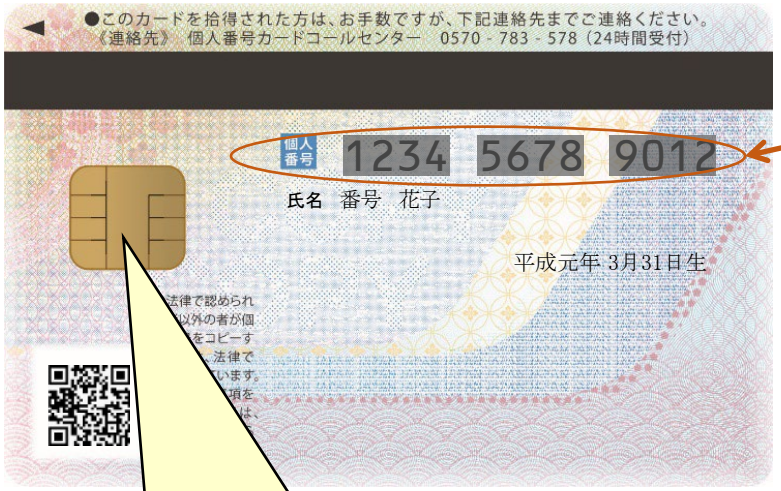

ICチップ内のAP構成

- **電子証明書**（署名用、利用者証明用）
- **空き領域**
- その他（券面情報等）

①マイナンバー

・社会保障、税又は災害対策分野などにおける法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能

・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる主体が限定

②電子証明書（署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書）

・行政機関等（e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等）のほか、内閣総理大臣及び総務大臣が認める民間事業者も活用可能

署名用電子証明書のイメージ

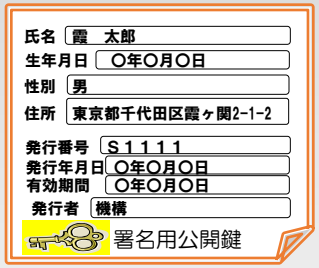

利用者証明用電子証明書のイメージ

③空き領域

・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は内閣総理大臣及び総務大臣の定めるところにより利用可能
例：印鑑登録証、国家公務員身分証

・新たに民間事業者も内閣総理大臣及び総務大臣の定めるところにより利用可能に

民間も含めて幅広く利用が可能

マイナンバーカードのアプリの概要

マイナンバーカードの表面

マイナンバーカードの裏面

マイナンバーカードのAP構成

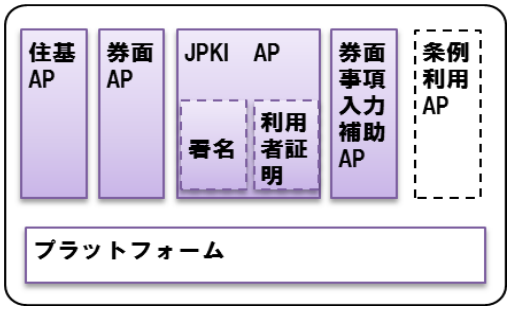

AP	マイナンバー取得、本人確認における役割	アクセスコントロール
JPKI-AP	（署名用） ・電子申請に利用	暗証番号（６～１６桁の英数字）
	（利用者証明用） ・マイナポータル等のログインに利用	暗証番号（４桁の数字）
券面AP	（目的） ・対面における券面記載情報の改ざん検知 ・対面における本人確認の証跡として画像情報の利用 （記録する情報） ・表面情報：４情報＋顔写真の画像 ・裏面情報：マイナンバーの画像	・マイナンバーを利用できる者 表と裏の券面情報 ：照合番号Ａ（マイナンバー１２桁） ・マイナンバーを利用できない者 表の券面情報のみ ：照合番号Ｂ（１４桁：生年月日６桁＋有効期限西暦部分４桁＋セキュリティコード４桁）
券面事項 入力補助AP	・マイナンバーや４情報を確認（対面・非対面）し、テキストデータとして利用することが可能 【記録・利用する情報】 ①マイナンバー及び４情報 並びにその電子署名データ ②マイナンバー 及びその電子署名データ ③４情報 及びその電子署名データ 注）①、②のマイナンバーについては、番号法に基づく事務でのみ利用可能	①については、暗証番号（４桁の数字） ②については、照合番号Ａ（マイナンバー１２桁） ※これにより、券面目視によりマイナンバーを手入力するようなケースで正誤チェックが可能 ③については、照合番号Ｂ（１４桁：生年月日６桁＋有効期限西暦部分４桁＋セキュリティコード４桁） ※マイナンバーを読み出さない仕様とすることで、暗証番号（４桁の数字）を用いることも可能
住基AP	・住民票コードを記録 ・住基ネットの事務のために住民票コードをテキストデータとして利用可能	暗証番号（４桁の数字）

※「暗証番号（４桁の数字）」については、統一の設定も可能。ただし、生年月日やセキュリティコード等と同一は不適当。

マイナンバーカードの申請・交付状況

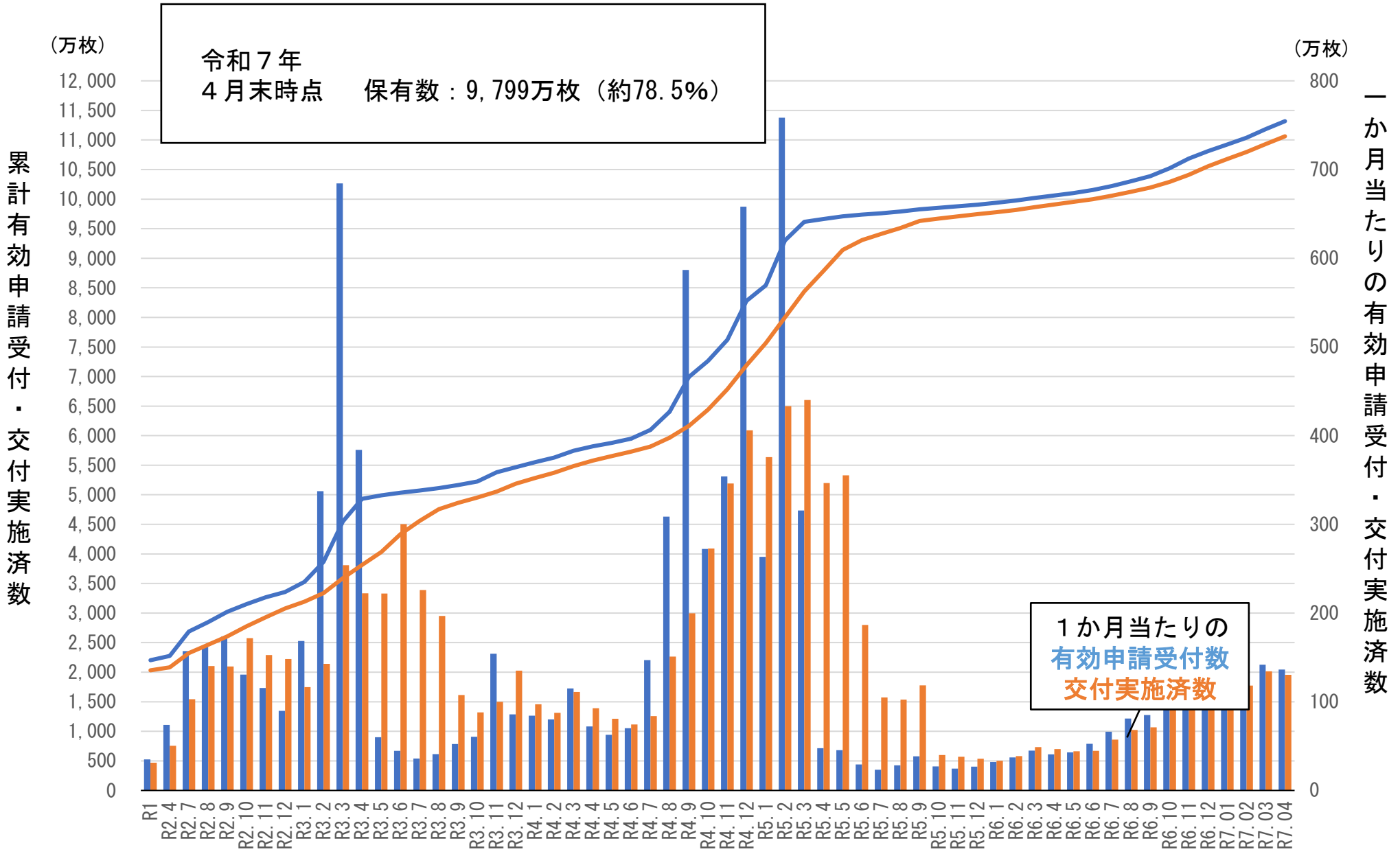

（H28～R1は年度当たりの平均値）
＊保有数：現に保有されているカードの枚数（交付枚数から死亡や有効期限切れなどにより廃止されたカードの枚数を除いたもの）

マイナンバーカードの利用シーンの拡大

健康保険証としての利用

- マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の運用開始（R3.10～本格運用）
- カードリーダーにかざせばスムーズに医療保険の資格確認ができるほか、高額療養費の限度額認定証などの書類の持参が不要に
- 医療機関等で本人同意の下、特定健診情報や薬剤情報の閲覧等も可能に（R3.10～）

マイナポータル

- 子育て関連手続きや引越し手続をオンライン申請できるサービスを提供
- 行政機関などが保有する自分の情報（世帯情報・税・社会保障等）の確認が可能
- パスポート申請・法人設立申請など国の手続きのオンライン申請が可能

コンビニ交付サービス

- コンビニ等で住民票の写しや戸籍証明書など各種証明書が取得可能（R6.10.15 対象人口：11,867万人）

民間サービスにおけるオンラインでの本人確認

- 各種オンライン決済サービスにおける口座登録、証券口座開設、住宅ローン契約等の際、マイナンバーカードを利用することで、確実・簡便な本人確認が可能に
- カードを利用した民間サービスの提供事業者は3年間で約5倍になるなど、着実に普及（ R7.4.30現在、民間事業者733社がサービスを提供）

行政サービスにおける各種カードとしての利用

- 図書館カード等、自治体のサービスで利用できる
- 自治体の「書かない窓口」で活用され、申請書の自動入力が可能に

職員証・社員証としての利用

- 国家公務員（H28.4）、徳島県庁（H29.6）で導入
- 民間企業の社員証としての利用（NEC、NTTcom、内田洋行、NTTデータ、日本郵政グループ等が活用）

マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等

- マイナンバーカードの電子証明書等を資格等の情報に紐づけることにより、マイナンバーカードを各種カード等として利用
  ⇒「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（R6.6.21閣議決定）に基づく工程表に沿って推進
  運転免許証（～R7.3.24に実現）、国家資格証、お薬手帳、介護保険被保険者証、障害者手帳、母子健康手帳、ハローワーク受付票、在留カード等
- 救急隊がマイナンバーカードを活用して、傷病者情報を正確かつ早期に把握することにより、救急活動を迅速化・円滑化
- 電子処方箋の運用開始（R5.1）。マイナポータル等で電子処方箋の情報閲覧が可能に
- マイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載（Androidスマホへの電子証明書の搭載をR5年5月に開始。iPhoneへの搭載はR7年春に開始予定。）

利活用シーンが拡大し、マイナンバーカード１枚で様々なことが可能な社会に

デジタル庁ウェブサイトのご紹介

- マイナンバーカードを用いたサービス提供事例など、導入の検討に必要な情報を掲載しています。また、国民向けにはメリット・安全性に関する情報を掲載しています。（内容は順次アップデート）
- マイナンバーカードの導入にご関心があれば、ぜひ一度、左下のURLをクリックしてご覧ください

民間事業者・自治体向けお役立ち情報

● マイナンバーカードを用いた公的個人認証サービス（JPKI）導入・利用のご紹介

JPKI導入に必要な基礎情報や**導入を円滑に進めるためのお役立ち情報**をご紹介

JPKIを導入した**約20社からご提供いただいたサービス導入事例集**も掲載

＜主な掲載内容＞

- 公的個人認証サービスとは
- 認証の仕組みサービス利用の目的
- サービス導入事例
- サービス導入までの手順
- PF事業者等への問合せ先　など

● マイナンバーカード・インフォ

国の施策、**マイナンバーカードの利用事例**、よくある質問への回答などをお伝えするメルマガのバックナンバーを掲載

● よくある問合せ（FAQ）

マイナンバーカードの導入を検討中の方から多く寄せられるお問合せ内容を掲載

【サービス導入事例集】サイバートラスト様の事例

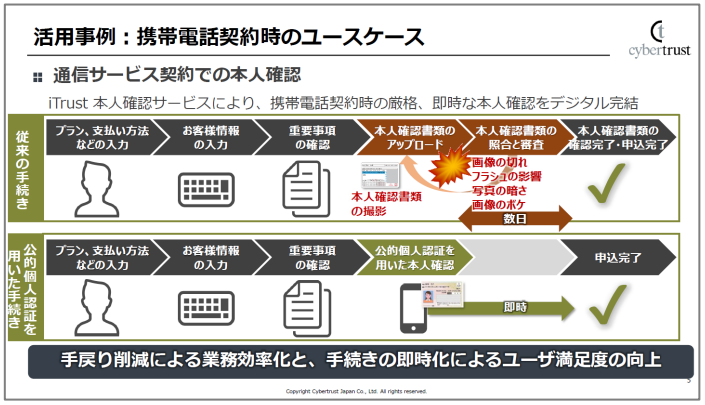

カードのメリット・安全性

● リーフレット・動画

国民にカードの**メリット・安全性を訴求するためのリーフレットや動画**、カード紛失時の緊急連絡先など

URL:https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/

マイナンバーカード・インフォ

デジタル庁は、自治体・民間事業者向けの「マイナンバーカード・インフォ」として、マイナンバーカードの普及・利活用に関するお役立ち情報（国の施策、自治体、民間企業の先進的な取り組み事例など）をお届けしています。
皆様におかれましては、是非、ご高覧いただき、マイナンバーカードの普及・利活用に、お役立ていただければ幸いです。

令和５年６月７日発出の自治体向け
マイナンバーカード・インフォVol.10原稿抜粋

令和５年11月17日発出の民間事業者向け
マイナンバーカード・インフォVol.24原稿抜粋

マイナンバーカード・インフォURL
マイナンバーカード・インフォ（自治体向けお役立ち情報）｜デジタル庁 (digital.go.jp)
マイナンバーカード・インフォ（民間事業者向けお役立ち情報）｜デジタル庁 (digital.go.jp)
※上記ページ中ごろに関連情報として掲載しております。

マイナンバーカード友の会

デジタル庁では、マイナンバーカードの利用シーン拡大に向けた取り組みを進めている皆様を対象に「マイナンバーカード友の会」を設けています。マイナンバーカード友の会にご登録いただいた個々の担当者のメールアドレスにも直接、マイナンバーカード・インフォ（民間事業者・自治体向け）が発行されたら直ちにお送りしております。今後マイナンバーカード利用のための緊密なコミュニケーションの場としても育てていく予定です。ご興味のある方は以下リンクよりぜひ加入をご検討ください。

【デジタル庁】マイナンバーカード友の会メンバーの登録希望フォーム

【デジタル庁】マイナンバーカード友の会メンバーの登録希望フォーム

デジタル庁では、マイナンバーカードの利用シーン拡大に向けた取り組みを進めている自治体、民間事業者を対象に「マイナンバーカード友の会」を設けています。
マイナンバーカード友の会メンバーへのご登録をご希望の方は、必須事項をご記入のほどよろしくお願いいたします。

※登録は1名ずつお願いします。
※フォーム送信後、確認用メールはお送りしておりませんのでご留意ください。
※メールによる情報配信になりますので、「digital.go.jp」ドメインからのメールが受信できるよう設定をお願いします。

* 必須

1. 区分 *

○ 自治体

○ 民間事業者

友の会加入ページURL
【デジタル庁】マイナンバーカード友の会メンバーの登録希望フォーム(office.com)
※メールによる情報配信になりますので、「digital.go.jp」ドメインからのメールが受信できるよう設定をお願いします。

バージョン情報

更新	バージョン	主な更新点
令和5年7月	v1.0	ー
令和5年7月	v1.1	・アプリの概要/公的個人認証サービスの概要/マイナンバーカードに格納される公的個人認証サービスについて/公的個人認証サービスの仕組みについてスライドを追加 ・法改正によりマイナンバーカードについてのスライドを一部修正
令和5年10月	v1.2	・マイナンバーカード交付状況の更新
令和5年10月	v1.3	「マイナンバーカードのアプリの概要」を追加
令和5年12月	v1.4	「マイナンバーカード交付状況」の交付状況更新/「マイナンバーカードの利用シーンの拡大」の民間事業者数更新/「マイナンバーカード・インフォ」民間事業者向けスライド追加
令和6年2月	v1.5	「マイナンバーカード交付状況」の交付状況更新/「マイナンバーカードの利用シーンの拡大」の民間事業者数更新
令和7年2月	v1.6	「マイナンバーカード交付状況」の更新/「マイナンバーカードの利用シーンの拡大」の更新
令和7年3月	v1.7	「マイナンバーカード交付状況」の更新/「マイナンバーカードの利用シーンの拡大」の更新
令和7年4月	v1.8	「マイナンバーカード交付状況」の更新/「マイナンバーカードの利用シーンの拡大」の更新
令和7年5月	v1.9	「マイナンバーカード交付状況」の更新/「マイナンバーカードの利用シーンの拡大」の更新/「マイナンバーカード・インフォ」更新